

佐賀県農地・水多面的機能推進協議会情報公開規程

制定 平成 27 年 5 月 21 日

(目 的)

第1条 この規程は、佐賀県農地・水多面的機能推進協議会（以下「県協議会」という。）の情報公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の責務)

第2条 県協議会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般の閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第5条に規定する情報公開の対象資料を閲覧した者は、これによって得た情報を適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することのないように努めなければならない。

(管 理)

第4条 県協議会の情報公開に関する事務は、県協議会事務局が統括管理する。

(情報公開の対象資料等)

第5条 県協議会において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 規約
- (2) 事業報告書
- (3) 収支計算書
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) その他、県協議会長が適当と認めるもの

但し、個人に関する情報又は法人その他の団体に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除く。

(閲覧場所等)

第6条 県協議会の公開対象資料の閲覧場所は、県協議会事務局とする。

2 閲覧日は、県協議会の休日以外の日とし、閲覧時間は午前9時から午後4

時 30 分（ただし午後 0 時から午後 1 時までを除く。）までとする。

（閲覧の申請手続き等）

第7条 県協議会の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書（様式第 1 号）に必要な事項を記載の上、会長に提出しなければならない。

2 事務局は、前項の閲覧申請書を受け付けたときは、申請内容を審査し、その適否及び必要事項を閲覧受付簿（様式第 2 号）に記載した後、申請者にその結果を申請日から起算して 15 日以内に通知するものとする。

なお、閲覧の決定通知については、閲覧通知書（様式第 4 号）を申請者あてに発送するものとする。

3 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、事務局長又は事務局長が予め指名した者が説明し、その経過は質疑応答記録簿（様式第 3 号）に記載しておかなければならない。

4 公開対象資料について、転記又は複写の要請があったときは、事務局長は、その内容、数量等から総合的に判断しその認否を決定するものとする。

（費用の負担）

第8条 公開対象資料の閲覧は無料とする。

2 前条第 4 項の規定により複写を認めるときは、これに要する実費を徴収する。

（補 則）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 21 日より施行する。

(様式第2号)

閱 覧 受 付 簿

受付番号	受付年月日 通知年月日	閲覧申請者名	協議会 事務局者名	適否	備 考
佐農水多協 第 号	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
佐農水多協 第 号	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
佐農水多協 第 号	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
佐農水多協 第 号	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
佐農水多協 第 号	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
佐農水多協 第 号	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				

受付番号は、年度ごとに更新する。

(様式第3号)

質 疑 応 答 記 録 簿

受付番号		受付年月日	
質問者氏名	質 問 事 項		
回答者役職・氏名	回 答 事 項		
備 考			

(様式第4号)

佐農水多協第 号
平成 年 月 日

閱 覧 通 知 書

申請者 様

佐賀県農地・水多面的機能推進協議会
会 長 ○○ ○○

記

平成 年 月 日申請のあった閲覧について対象資料の開示を決定したので通知します。

場所 佐賀県農地・水多面的機能推進協議会 事務局

閲覧日は佐賀県農地・水多面的機能推進協議会の休日以外の日として閲覧時間は午前9時から午後4時30分までとする。

(但し午後0時から午後1時までを除く)

*利用者の責務＝開示された情報を適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することのないように努めなければならない。